

第 3 期

中標津町子ども・子育て支援事業計画

令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度

【概要版】

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

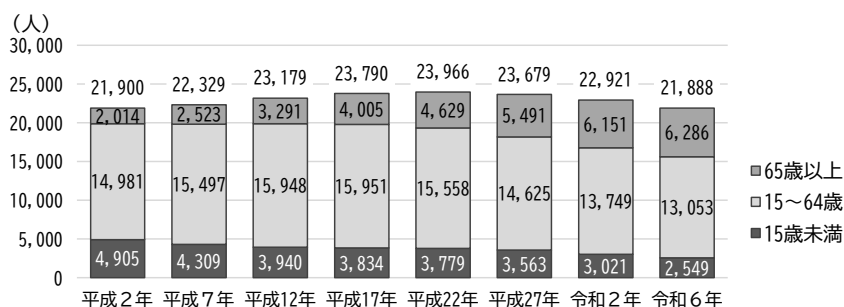
計画の策定にあたっては、まちづくりの基本となる「第 7 期中標津町総合計画」を上位計画として各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めます。

計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

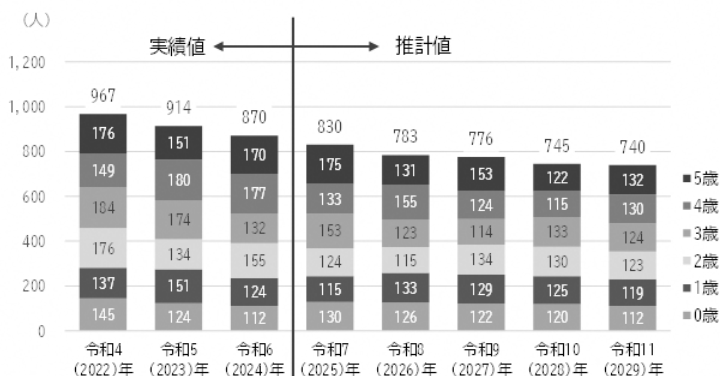
中標津町の子どもと家庭を取り巻く状況（１）

■年齢3区分人口推移



国勢調査によると、本町の総人口は平成22年まで増加を続けたのち、平成27年から減少に転じています。総人口に占める年少人口は、減少し続けています。

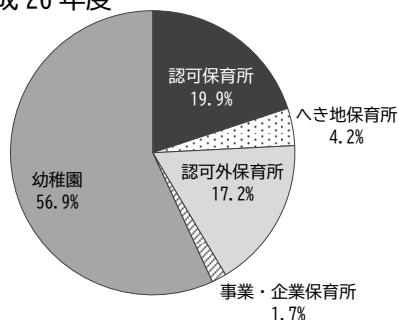
■児童数実績と推計【0歳から5歳の小学校未就学児童】



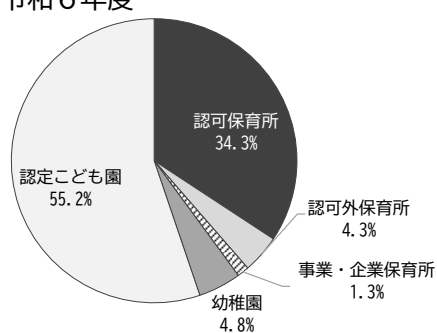
就学前児童の推計人口は、令和11年には740人程度まで減少することが見込まれています。

■教育・保育事業の利用状況

平成26年度

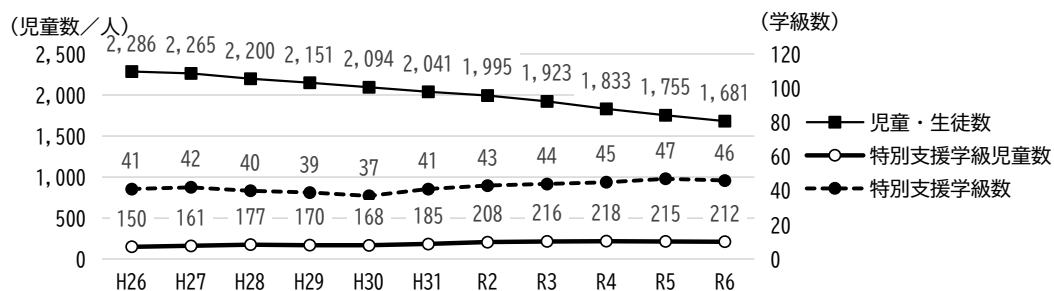


令和6年度



平成26年度と、令和6年度の利用されている教育・保育事業を比較すると、10年前は幼稚園が過半数を超えていましたが、令和6年では認定こども園が過半数を超えています。

■児童・生徒数と特別支援学級数の推移

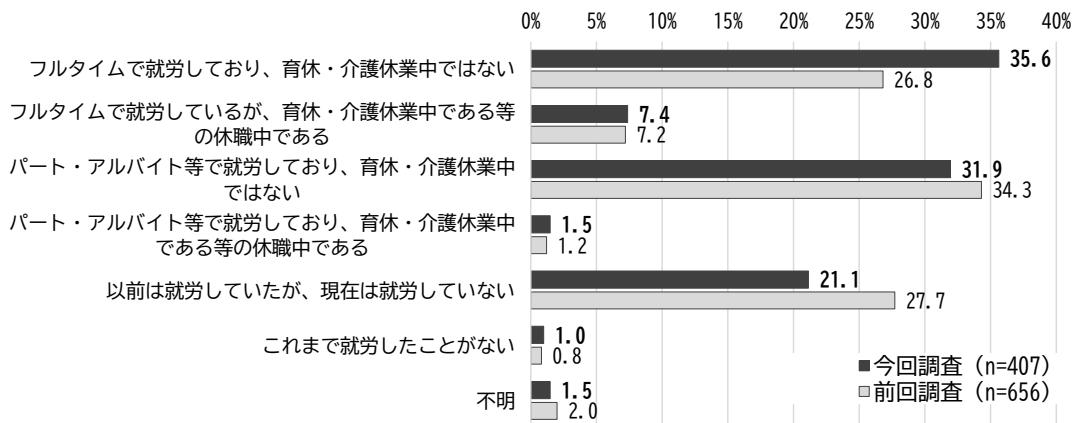


小学校・中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、平成26年度と比較して令和6年度で605人が減少し、率にして26.5%の減少となっています。しかし、特別支援学級数及び在籍児童・生徒数は増加傾向にあり、特別支援児童・生徒の受け入れ態勢は拡大しています。

中標津町の子どもと家庭を取り巻く状況（２）アンケート調査結果から

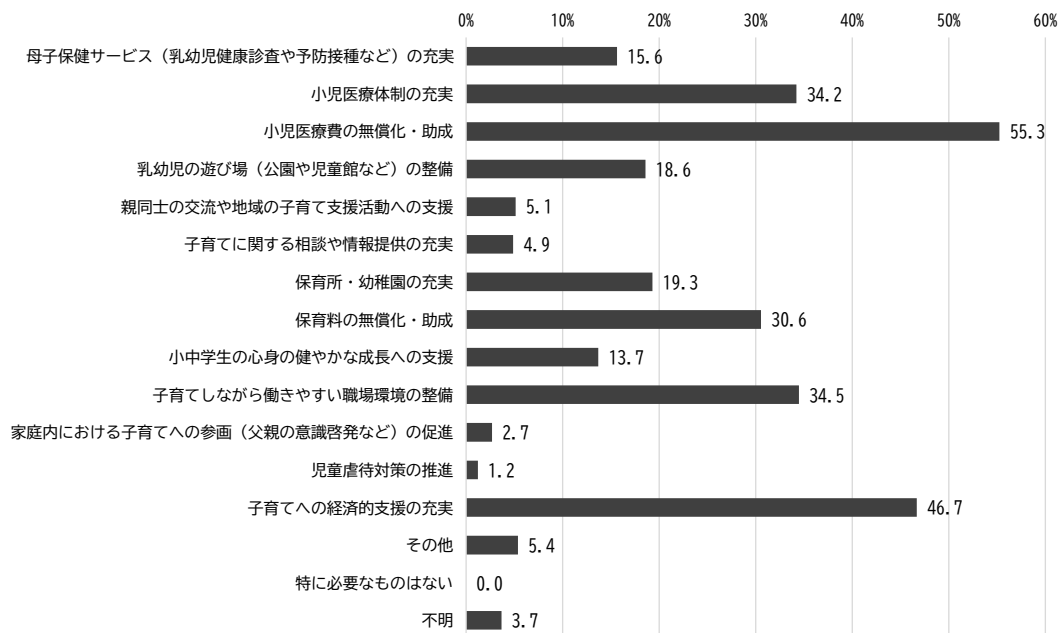
■母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム就労」の割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト等」となっています。前回調査では、「パート・アルバイト等」、「フルタイム就労」の順番であったが、今回調査では逆転しており、「フルタイム就労」が増加する傾向にあります。



■子育てしやすいまちづくりのために重要な取組

子育てしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うか、という問いに対し、「小児医療費の無償化・助成」の割合が最も高く 55.3%、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が 46.7%と続いています。



計画の体系

基本理念	基本目標	施策目標	個別施策
地域で育つ・地域で育てる未来の力 世代を超えてみんなが笑顔で自信をもってくらせる町	基本目標 1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり	(1) 子育て支援体制の充実	① 児童に関わる総合業務体制の充実
			② 子育て支援センター事業の充実
			③ 子育て支援情報の提供
			④ 地域子ども・子育て支援事業の充実
		(2) 子育て支援ネットワークの充実	① 子育てネットワーク会議の推進
			② 子育てサポート事業の推進
		(3) 援助を必要とする家庭支援	① 発達支援事業の充実
			② ひとり親家庭等への支援
		(4) 仕事と子育ての両立支援	① 仕事と子育てを両立しやすい環境整備
			② 父親の子育て参加の推進
		(5) 保育の充実	① 幼児期の教育・保育の充実
			② 保育職員の資質向上
	基本目標 2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり	(1) 児童の健全育成	① 児童館事業の充実
		(2) 家庭や地域の教育力の向上	① 親支援の機会の充実
			② 地域活動への参加促進
		(3) 魅力のある学校教育の推進	① 教育課題の解決に向かう教育の推進
			② 豊かな人間性を育む教育の推進
	基本目標 3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	(1) 親子の健康づくり	③ 社会の変化に対応する教育推進
			④ 感染症予防の推進と予防接種対策の充実
		(2) 親子に寄り添う支援	① 妊産婦の健康管理の充実
			② 乳幼児の健康管理への支援
	基本目標 4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり	(1) 子どもの安心・安全の確保	③ 乳幼児期の食生活の向上及び歯と口腔の健康づくりの推進
			④ 感 染 症 予 防 の 推 進 と 予 防 接 種 対 策 の 充 実
			① 妊娠期からの支援体制の充実
			② 子どもの病気や障がいの早期発見と支援
		(2) 快適な生活環境の整備	③ 事故発生時の心肺蘇生法の指導強化
			④ 子どもの交通安全対策
			③ 防犯強化に伴う取り組みの実施
		(3) 人権意識の醸成	④ 防災力の向上
			① 人にやさしい施設づくりの推進
		(4) 子育て支援・虐待防止対策の充実	② 公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の設置・推進
			③ 安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備事業
		(4) 子育て支援・虐待防止対策の充実	① 人権意識の醸成・啓発
			① 子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進
		(4) 子育て支援・虐待防止対策の充実	② 虐待の早期発見と早期支援・子育てを取り巻く体制の整備

子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

1 幼児期の教育・保育の見込み量と確保方策

単位（人）		量の見込み					確保方策	
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	利用定員	充足状況
1号認定	（3～5歳）	202	179	171	162	169	210	○
2号認定	学校教育希望強	74	66	63	60	63	77	○
	保育希望	280	248	237	224	234	301	○
	計	354	314	300	284	297	378	○
3号認定	2歳	56	52	61	59	56	80	○
	1歳	51	59	57	55	52	78	○
	0歳	19	18	17	17	16	36	○
	計	126	129	135	131	124	194	○
合計		682	622	606	577	590	782	○

◆確保方策の内容

必要とされる量の見込みに対し、1号、2号、3号認定はすべて対応できる体制となっています。

2 地域子ども・子育て支援事業の事業内容と確保方策

（1）地域子ども・子育て支援事業の事業内容

事業名	事業内容	確保方策
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	母子保健型：中標津町保健センターに設置 基本型：中標津町児童センター「みらいる」、子育て支援課に設置
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間作りが出来る場を提供、助言、その他の支援を行う事業です。	児童センター「みらいる」、計根別こども館「えみふる」等各児童館で実施
延長保育事業〔時間外保育事業〕	通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	認可外保育事業所で実施
一時預かり事業 ①幼稚園型一時預かり事業【幼稚園に在園する児童が対象】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	認定こども園4園と計根別幼稚園で確保
一時預かり事業 ②一般型一時預かり事業【幼稚園型による在園児対象の一時	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必	こども園かぼのと計根別こども館「えみふる」で実施・確保

事業名	事業内容	確保方策
預かりを除く事業】	要な保護を行う事業です。	
ファミリー・サポート・センター事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育てに関して、援助を受けたい人と、援助したい人が会員登録し、子育てについて助け合いを行う事業です。	「こども園かぼの」で実施。一時預かり事業と併用で実施・確保
子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等、必要な保護を行う夜間養護等事業です。本町は未設置です。	他機関において確保
病児保育事業	病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	ニューグリーンハウス保育園に委託し、実施・確保
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	各児童館で実施・確保
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では既に費用の補助を実施しています。	実施時期：妊娠 8 週～39 週前後（妊婦健診 14 回＋エコー検査 6 回 1 人 20 回助成）
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業です。	みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	保健センターで実施・確保 みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	計画期間中における実施計画なし
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する為の事業です。	計画期間中における実施計画なし
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	計画期間中における実施計画なし

事業名	事業内容	確保方策
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	計画期間中における実施計画なし
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。	計画期間中における実施計画なし
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	中標津町保健センターで実施
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	受け入れ可能な施設と連携しながら、可能な範囲での実施を検討
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。	町立中標津病院他助産施設で実施

(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業（子育て世 代包括支援センター）	量の見込み【箇所】		3	3	3	3	3
	確保方策【箇所】		3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業	量の見込み【人回】		6,639	6,729	6,927	6,747	6,369
	確保方策【箇所】		4	4	4	4	4
延長保育事業（時間外保育 事業）	量の見込み【人日】		429	405	401	385	383
	確保方策【箇所】		1	1	1	1	1
一時預かり事業 ① 幼稚園型一時預かり事 業	1号認定	量の見込み【人日】	0	0	0	0	0
	2号認定	量の見込み【人日】	7,892	7,002	6,694	6,334	6,608
	確保方策【人日】		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
一時預かり事業 ② 一般型一時預かり事業	量の見込み【人日】		962	854	816	772	806
	確保方策【人日】		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
ファミリー・サポート・セ ンター事業	量の見込み【人日】		486	493	472	454	386
	確保方策【箇所】		600	600	600	600	600
子育て短期支援事業（トワ イライトステイ・ショート ステイ）	量の見込み【人日】		0	0	0	0	0
	確保方策【人日】		0	0	0	0	0
病児保育事業	量の見込み【人日】		143	135	134	128	128
	確保方策【箇所】		468	468	468	468	468
放課後児童クラブ（放課後 児童健全育成事業）	1年	量の見込み【人】	90	91	66	74	56
	2年	量の見込み【人】	74	81	80	58	64
	3年	量の見込み【人】	68	60	63	63	44
	4年	量の見込み【人】	25	23	20	21	21
	5年	量の見込み【人】	12	12	11	9	10
	6年	量の見込み【人】	7	6	5	5	4
	合計	量の見込み【人】	276	273	245	230	199
	確保方策【クラブ】		9	9	9	9	9
妊婦に対する健康診査	量の見込み【人回】		1,772	1,726	1,680	1,636	1,593
	確保方策		実施時期：妊娠8週～39週前後（妊婦健診14回＋エコー検査6回 1人20回助成）				
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み【人】		130	126	122	120	112
	確保方策		みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保				
養育支援訪問事業	量の見込み【人】		95	90	89	86	85
	確保方策		保健センターで実施・確保 みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保				
妊婦等包括相談支援事業 （伴走型相談支援事業）	量の見込み【回】		390	378	366	360	336
	確保方策【回】		390	378	366	360	336
乳児等通園支援事業（こど も誰でも通園制度）	0歳児	量の見込み【人日】	0	400	400	400	400
		確保方策【人日】	0	400	400	1,000	1,000
	1歳児	量の見込み【人日】	0	400	400	400	400
		確保方策【人日】	0	400	400	800	800
	2歳児	量の見込み【人日】	0	200	200	200	200
		確保方策【人日】	0	200	200	1,000	1,000
	合計	量の見込み【人日】	0	1,000	1,000	1,000	1,000
		確保方策【人日】	0	1,000	1,000	2,800	2,800
産後ケア事業	量の見込み【人日】		128	124	120	118	110
	確保方策【人日】		128	124	120	118	110

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月

発行 中標津町 町民生活部 子育て支援課

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地